

# 聖職者の娘の学校

## —ロシア正教会女子宗教学校概史—

橋本伸也

ОЧЕРК ИСТОРИИ ЖЕНСКИХ ДУХОВНЫХ УЧИЛИЩ

HASHIMOTO Nobuya

### はじめに

19世紀後半から20世紀初頭にかけてロシアには、正教主教管区女学校 *епархиальные женские училищи* と宗教庁女学校 *женские училищи духовного ведомства* と呼ばれる、ロシア正教会が管轄する下級聖職者の子女のための二種類の女子宗教学校が存在した<sup>1)</sup>。これらの学校については、梅根悟監修『世界教育史大系』(全40巻)のロシア・ソビエト教育史に関する巻のなかでも、また女子教育史の巻に納められた「帝政時代ロシアにおける女子教育」でもまったく触れられておらず、日本の教育史研究上の関心から完全に除外されてきたことがうかがわれる<sup>2)</sup>。また、ロシア史研究全般をとってみても、女子宗教学校について主題的に論じられたことはおそらくなかったと見てよいだろう。

日本の教育史研究やロシア史研究のなかでロシア正教の女学校がこのように除外されてきたのは、故なきことではない。そもそも帝制期ロシアでも女子宗教学校への関心は必ずしも高くはなかったからである。例えば、帝制末期に盛んに出版された女子教育史に関する著書等のなかでその位置づけは概して低かった。オプツィンの『女子教育の発展』(1887年)<sup>3)</sup>と題する小冊子や、ジンチェンコの『ロシアにおける女子教育概史』(1901年)<sup>4)</sup>などでは学校の存在自体に触れられず、グリゴリエフらのロシア教育史通史に関する大著のなかでも扱いはきわめて小さなものにとどまっている<sup>5)</sup>。ソビエト期の教育史学文献では、帝制期女子教育におけるその重要性を指摘しながらも、マリア皇后庁管下女学院や女子ギムナジア等と対比して扱いに軽重がつけられてきた<sup>6)</sup>。

これらの学校への同時代の関心のありようについて、ツァールスコエ・セロー女学校の設立

50 周年を記念して『ロシアの学校』誌に連載された管区女学校の概史の筆者であるセミヨーノフは次のように述べている。

1843 年 8 月 18 日付けの神聖宗務院に宛てられた勅令にしたがって、ロシアではじめてツァールスコエ・セローに聖職者身分の子女のための学校が開設されてからちょうど 50 年が経過した。この意義深い事実は、わが国の刊行物や社会ではほとんど気がつかれていない。だがそうしたなかにあっても、さらなる発展途上にある聖職者身分の子女のための学校、つまり正教主教管区女学校は教会と国家に少なからず重要性ある貢献をなしてきたのである。<sup>7)</sup>

女子宗教学校への関心の低さには、一つにはこの学校がロシア正教会の司祭・輔祭・教役者（聖歌詠唱僧など）といった下級聖職者子女を主たる対象とした教育機関であって閉鎖的な性格を有した上に、学校数も 19 世紀末に至って全部で 40 数校にすぎず（同時期の正教主教管区は 61 管区），急成長を遂げていたロシアの女子中等教育機関のなかで占めた比率が低かったことなども関連があろう。あるいは、ロシア社会において教会の下級聖職者が占めた社会的地位の低さが反映していることも予想される。何より、当時の人々にとって、エカテリーナ時代以来の伝統を持ち、上流貴族の学校として宮廷とも深いつながりを誇って高い社会的威信と華やかな印象を与えたマリア皇后庁の女学院や、新しい時代の到来を象徴する学校として脚光を浴びて登場し、多大の社会的期待を担って急成長を遂げた女子ギムナジアと対比したとき、女子宗教学校はいかにも地味な存在であった。そこには、耳目を集め華やかさも、時代の先端をいく勢いのようなものも無縁だったのである。

しかし、例えばエクロフが農村学校教員の供給源として着目しているように<sup>8)</sup>、ゼムストヴォ学校とならん農村の初等教育を担った教会教区学校の教員のうちかなりの部分はこれらの学校の卒業生によって占められていた。そうであれば、帝制期ロシアの教育システムの拡充・発展のプロセスを総体として見ようとする際に、この学校が聖職者子女を対象とした特殊な性格をもつた傍系の教育機関であったことを理由に考察の埒外におくなれば、ロシアにおける国民教育の発展を促した要因のうち重要な構成部分を見落すことになる。さらに、「女子教育事業における身分的システムは皇帝ニコライの治世に、女子宗教学校の設置によって完成した」<sup>9)</sup>というリハチョーヴァの言に示されるように、これらの学校はロシアの教育システムのもっとも重要な特徴の一つである身分制と教育機関との結合関係を典型的に示すものであると同時に、社会の近代化過程のなかでのその変容のプロセスを反映したものとしても興味深い検討対象である<sup>10)</sup>。すなわち、18 世紀以来閉鎖的身分として「カースト」<sup>11)</sup>にもたとえられるほどに硬直した構造をもってきた下級聖職者身分及びその家族が大改革期以降の教会改革のなかで性格を変えていったことも重なりあいながら、社会全般の女子教育への関心の高まりや農村における民衆学校の普及、そのなかでの女性教員の増加といった、この時期にロシア社会が体験した社会変動との関連で検討されるべき論題を提供してくれるものなのである。さらに、宗教庁女学校はウクライナなど西部地域の諸管区で多く設立されたが、これは 1860 年代のロシア帝国の西部地域政策と交錯して、

## 聖職者の娘の学校

重要な論点を提供してくれている。

以下では、正教主教管区女学校と宗教庁女学校の概要を制度史次元で明らかにしながら、設立の動機や背景、さらに現実に果たした機能を19世紀のロシア正教会およびロシアの国家と社会の変動と関連づけて明らかにすることを課題とする。なお、上記の二種類の学校を基本的には同一の性格を持ったものとして扱う場合には女子宗教学校という呼称を用い、両者の区別が特に必要な場合にはそれぞれの名称を用いることとする。

### 第一節 教区司祭家族と娘の教育

よく知られているように、ロシア正教会の聖職者は修道僧及び主教以上の位階にある高位聖職者からなる「黒僧」と、村の教会（教区教会）等の司祭や輔祭らの「白僧」に分けられ、さらに聖歌詠唱や寺務の下働きにあたる教役者等も存在した。そして、靈的世界で祈りに生き清貧と純潔を重んじた修道僧とそのなかから叙聖される高位聖職者が妻帯を許されず、一生独身を守ることを求められたのに対して、村の教会で教区民たちへの洗礼・婚礼・終油等の機密（秘蹟）の賜与にあずかるとともに、国家機関の最末端のエージェントとしての任務を課せられた司祭たちは、叙任に先だって妻帯を義務づけられ、家族生活を営みながらそれら多様な役割の執務にあたっていた<sup>1)</sup>。本稿で主題とする女子宗教学校が主たる対象としたのは、これら教区教会の司祭ら白僧の娘たちである。

村の司祭は、18世紀の最初の四半世紀にあたるピョートル大帝の時代の教会改革以前から家族とともに暮らしながら聖務にあたっており、古くは16世紀の百章会議（1551年）でもすでに、教区教会の聖職者位の父子間の世襲制について述べられていた<sup>2)</sup>。しかし、村の聖職者としての司祭のあり方に根本的な変革をもたらし、下級聖職者の身分的固定化を進めたのは、何といってもピョートルによる教会改革であった。すなわち、正教会の国家機関化を企図して行われた修道院領や教会財産の世俗化、総主教位の廃止とそれにともなう神聖宗務院の設置とならんで、司祭ら聖職者にたいする定員制や司祭叙任にあたっての神学校での教育義務の導入、1718年の第一回人口調査や教区司祭選挙規則（1722年）などによって教区司祭のあり方にも重大な変更が加えられていったのである。その結果、以前から教区民による選挙制と世襲制とをうまくかみあわせて続けられてきた司祭選任慣行において次第に世襲制が強化され<sup>3)</sup>、同族（身分内）結婚による紐帶の強まりもあいまって、先にも述べたように「カースト」にもなぞらえられるような閉鎖的身分集団と化したのである。それは同時に、教区教会の司祭位の家産化をも意味し、聖職者位の売買や娘への相続、娘の婚姻による他の聖職者候補者への譲渡などが見られるようになる。教区司祭の娘のために神学校生徒から伴侶を見つける「聟探し」の慣習の見られる地方もあった<sup>4)</sup>。いわば、「18世紀にはすでに白僧のあいだでは、教会の職務は聖職者・教会奉仕者の家族的な財産であるとの確信が確固として確立」<sup>5)</sup>していたのである。かくして、聖職者のライフ・サイクルは、「典型的には、司祭の息子は教会学校と宗教セミナリアに入り、別の司祭の娘と結婚して父親または義父の地位を継ぎ、さらにその息子を自分と同じルートへと向かわせることになっ

た」<sup>6)</sup>と語られるようなものとなった。したがってまた、18世紀から19世紀前半にかけてのロシアにあって聖職者とは、「経済的利益、独立した下位文化、同族的な家族の絆によって結ばれた凝集力をもった社会集団」<sup>7)</sup>であったとも言えることになる。

こうした聖職者の家族内にあって、司祭の妻と、将来母親と同じく司祭の妻となることを予定された娘たちの置かれた境遇はいかなるものであったのか。雑駁な言い方が許されるならば、司祭のライフ・サイクルを裏返してこう言えるであろう。すなわち、司祭であった親のもとで家庭教育のみを受け、それゆえおそらく読み書きさえ必ずしも十分でないままに成長して聖職者候補者のもとに嫁ぎ、司祭となった夫とともに村の教会を支え、さらに息子を司祭の道へと育てるという像である。加えて、教区教会の経済が教区からの布施などでは賄うことができず、「百姓が犁をとるように、司祭も犁をとり、百姓が鎌をとるように、司祭も鎌をとる」<sup>8)</sup>と言われたように司祭と農民の暮らしぶりに区別がなかった以上、司祭の妻や娘たちも農婦と似通った暮らしをおくっていたと見るのが順当だろう。

さて、こうした女性たちのあり方に対して、聖職者家族のあり方や司祭の働きそのものにも関連した興味深い捉え方が登場てくる。ツアールスコエ・セローに女子宗教学校を設立する機縁になった1843年頃の匿名書簡がその一例である。この書簡は、大公女オリガ・ニコラエヴナの命を受けて宗務院長プロターソフの手に渡されたものだから、聖職者子女に対する当時の国家の上層部分の見方を一定反映したものと見てよいだろう。

書簡のなかで筆者は、神学校で教育を受け、司祭としての職務に献身的に尽くしている聖職者について語った上で、それと対比的に聖職者子女の教育の場が一部を除いて存在しないことを厳しく非難するのだが、その文脈のなかで、「一切の陶冶と訓育を受けてこず、自身の生活の伴侶たる能力を欠き、自分の子どもたちの教育にあたることもできないような妻を娶った不幸を大方の農村司祭たちが悲しんでいます」<sup>9)</sup>と記している。書簡の筆者がこのように言うとき、聖職者の妻たちに期待されているのは、「聖職者の妻たる者は、自身の家族に一身をまるごと捧げなければならないのであって、家をあけることはごく稀なことでなければならない」し、真のキリスト教徒として、「夫に心地よいまじわりを提供し、夫の手伝いをして教会の建物をきちんと整え、病んだ者のために薬を調剤し、自分の子どもの教育に携わり、家事をしかるべきやってのけることができる」<sup>10)</sup>ことである。また、この書簡には次のように述べた部分もあった。村の司祭の多くは、「家庭生活で幸福を見いだすことができなければ、誘惑に負けてしまう」のであって、祝日毎に教区民のところを訪れると「断って相手の気分を害することのないようにはじめは杯一杯飲む程度なのだが、いつのまにか飲むのが当たり前になって、深酒になる」。<sup>11)</sup>

村の司祭が村民からも軽蔑された「卑賤な人種」<sup>12)</sup>であり、酔いどれで、神学校を出たとは言っても読み書きも十分でない者が少なからずいて、挙げ句は教会の秩序や礼拝の仕儀さえやりおせない者さえいたことを知っているわれわれとしては、神学校出の夫とは不釣り合いに無教養な妻を娶ったことを嘆く司祭たちの姿よりはむしろ、教区民にすすめられるままに酒をあおり憂さを晴らす司祭の姿の方が想像しやすいのだが、それはともかく、これらは教区司祭の暮らしぶ

## 聖職者の娘の学校

りの頽廃や聖職者家族の不安定化が深刻化し、そのことが政策上の関心事になってきたことを示唆したものと言える。そして、司祭の家庭生活の「幸福」の確保によって事の打開を図ろうとする姿勢も見え隠れしている。これと相前後する1840年以降、政府が、教区聖職者への物質的保障の供与について検討を開始し、それが1842年の教区改革に結実することにも注意しておきたい<sup>13)</sup>。農村司祭の生活問題が政策課題として浮上してきているのである。

だが、国家や宗務院の関心は単に下級聖職者家族の問題と言うよりは、そこに現れてくる教会を介した農村支配のゆらぎにこそあったとみるのが妥当であろう。女子宗教学校の設立経緯を説明するなかで語られたセミヨーノフの次の言葉にその一端が反映されている。

果たして自身の家庭に支えとなるものを見いだすことのできない正教司祭が、自身の神父としての職務にたいして、人を高める道徳的影響力をもつことができただろうか、あるいはまた分離派運動のひろがりをおしとどめることができただろうか、ナロードの啓蒙に積極的に関与できただろうか。<sup>14)</sup>

19世紀前半にロシア各地で簇生した分離派運動の多様な広がりと、ニコライ一世の治世によりわけ厳しさを増したそれらへの弾圧を背景に<sup>15)</sup>、教区教会の権威を増して農村掌握機能を強めようとする意図が、女学校の設立を含む聖職者家族への政策的展開の背景にあったことが示唆されている。そのことはさらに、1830年代以降、教区司祭の農民教育への関与を強める政策が宗務院によって取られたこととも相即したものであろう<sup>16)</sup>。1842年改革自体が、「教区生活と社会発展においてよりダイナミックな役割をはたすことのできる司祭を作り出すこと」<sup>17)</sup>を目的においたものであったことも想起しておく必要がある。

事実、女学校設立の必要を語る論調にそうした背景があったことは、上の書簡で提示された女学校設立提案に対するプロターソフの対応からも読みとることが可能である。彼は基本的に提案を支持しながら、学校の宗教的方向性を特に強調して、その点が曖昧になった場合、「聖職者身分の日常生活の変化のすべてをつぶさに見張っているラスコーリニク（分離派教徒）の側からの非難を懸念しなければならないだけでなく、素朴で教育のない階級の正教教区民の大多数は、厳格な宗教的方向性を欠いた教育を受けた妻を持つ神父にはよそよそしくなっていくことだろう」と述べ、危惧を表明しているのである。さらに、「司祭の妻の行いがある程度よからぬものであると、司祭の聖性を損なってしまう」<sup>18)</sup>と述べ、そこから聖職者子女のために正教的原理にたった教育機関の設立の必要性を導き出してくるときには、教区民のなかでの司祭の窮状を開拓する施策の一環に聖職者子女教育の改善が位置づけられていたことは明らかである。ここでは、聖職者子女のための学校設立の動機がまずは、女子教育の進展によって聖職者身分の家族の紐帯を強めてその安定化をはかり、正教的秩序の担い手でありかつ専制国家機関の最末端として位置づけられた教区教会の威信の高揚と機能の活性化を狙うところにあったことを確認しておきたい。

さてそうであれば、聖職者子女のための教育は、他の諸身分の女性の教育とは異なる独自の原則の上に構築されなければならない。既に別稿で述べたとおり、19世紀も第二・四半世紀にな

ると、マリア皇后による貴族・官吏の子女を主たる対象とした女学院等の女子教育機関の整備が進み、並行して都市には私立パンシオンがかなり普及していたが、聖職者子女の教育はそれらとは区別された、聖職者の妻の育成を単一の目的とした教育機関においてなされるべきものなのである。その点についてプロターソフは次のように言う。

既存の女子教育機関のうちのどれ一つとして、聖職者身分の子女のための範となりうるものはない。というのも、聖職者身分の子女の使命は教会奉仕者の妻となり母親となることであって、他のどの身分とも異なっているからであり、他のどんな生活でも知られていない事情が伴うからである。司祭の妻は彼らとの、さらには彼らの教区信徒との特別の関係に立たねばならないのであり、たいへん道徳的でなければならない……。こうした根拠から司祭の子女の教育は管区主教の監督から切り離してはならないのである。以上述べてきた判断から導かれる結論は、聖職者子女の教育の組立は、その身分の真の要請に見合ったものでなければならず、皇室のご庇護を受けて宗務監督庁と主教管区当局の直接の管轄下でなされた場合にはじめて完全に達成される、というものである。<sup>19)</sup>

さらにプロターソフは続けて言う。もしも聖職者子女の教育が宗務当局の監督下で行われなければ、聖職者の娘たちは「彼女たちが一生涯をそのもとでおくることになる聖職者身分と位階的権力への無条件的な従順さとは無縁の印象を、いとも容易に得る場合があろう。そしてその結果、彼女らのうち多くはないにせよ、至聖所に奉仕することを自身の運命として担った人びとの結婚生活に入ることに同意した後になんでも、自身の使命にたいして不可避的に冷淡な態度を取る場合が見られることになろう」。<sup>20)</sup>また、皇帝ニコライ自身も、東シベリア女学院への聖職者身分の子女の入学の許可を求めた東シベリア総督の請願にたいして、聖職者子女のみを対象とした学校の設立を勧めていた<sup>21)</sup>。かくして、先にも引いたリハチョーヴァの言の通りに、厳格に身分的な性格をもった女学校が登場し、女子教育における身分制的システムが完成を見ることになるのである。

## 第二節 女子宗教学校の設立の経緯とその概要

### 1. ツァールスコエ・セロー女学校の設立と女子宗教学校の普及

前節でみたような正教聖職者とその家族をめぐる状況を背景に、宗務院では聖職者子女のための女学校設立について検討してきた。その結果、1843年8月、当初計画されたペテルブルグに代えてツァールスコエ・セローに設立されることになった女学校の規程が二年間の試行というかたちでツアーリの勅裁を得、同年10月23日にはいよいよ開校の日を迎えることになった。もちろん、実際には聖職者子女のための教育機関はこれが最初というわけではなく、女子修道院などに孤児学校や女学校が附設された例もあったが<sup>22)</sup>、明確な規程に基づいて設立されたのはこれが初めてだったのである。なお、この規程は2年後には恒久化され、以後の同種の女学校の設立の際にも一部で適用されることになる。

## 聖職者の娘の学校

さて、規程によれば、聖職者子女教育は、①教区信徒の信仰と道徳を教導するという神聖な職務を課せられ、その敬虔なる暮らしぶりによって傑出していなければならない主の祭壇に仕える者の妻としてふさわしい者になること、②敬虔と温順さを旨として自身の子どもを育て、その能力を発達させて必要な初步的知識をすべて彼らに伝えるだけの能力を持っており、息子たちを学校に入学すべく準備させ、彼らが余暇時間を使つて監督することのできる、世話好きの母親となること、という二つの目的を有するものであった。さらにこの目標に立って設定される教育内容は、「生徒たちに純粹な正教の教えとキリスト教的温順、温和と従順の精神、秩序への愛着を植えつけ、彼女たちをその将来の境遇、主として単調な農村生活へと準備することでなければならない」<sup>2)</sup>とされる。この教育目標の設定は、基本的には、パーヴェル一世の妻であるマリア・フョードロヴナ皇太后以来、実態はともかく明文上は女学院等の女子教育機関の教育目的とされてきた「よき妻・母・主婦」の育成という良妻賢母的規範を、農村司祭の妻として生きることを運命づけられた聖職者身分の娘たちの特質に適合するよう潤色したものとして理解されよう。

また、学校の教育課程は各2年間の3クラスからなる3級6年制で生徒定数は60名、教科内容は後の主教管区女学校などとは異なり初等教育レベルとされ、具体的には、①神の法；簡略カテキズム、聖史と教会唱歌、②教会スラヴ語とロシア語の読み方、簡略文法、③三数法（比例算）までの算術、④簡略ロシア史・地理、⑤手芸と家事の実習、であった。さらに、家庭経営の補助として、菜園・畜舎・家禽舎のある校庭を附設することが推賞された。最高学年生徒には、以上に加えて「子どもの世話やその身体教育、病人の世話、薬用植物の使用と特性についての観念を伝えるように」助言されていた<sup>3)</sup>。農村的生活への対応を考慮して菜園等の設置や薬草に関する知識などの授受について触れ、あるいは家事の内容を掃除や片付け、台所仕事、年少者の世話などというように具体的に指示しているところが特徴的であるが、実際には学校の財政状態もあって、ツァールスコエ・セロー学校およびそれを模して設立されたいいくつかの学校で実際にこうした「手芸と家事の実習」のための条件を整えたところは少なかった。

ところで、ツァールスコエ・セロー女学校の設立の後、同様の学校を設立する動きが、いたつて緩慢とはいえ次第に起こってくる。1846年にはヤロスラヴリ、1853年にはカザン、その翌年には東シベリアのイルクーツクに、それぞれツァールスコエ・セロー学校を模した学校が設立されるのである。うち、カザンとイルクーツクの学校は、地方の篤志家の意思による資金提供がきっかけとなって設立に至ったものであった。さらに、1860年代になると、ヴィリノ（1861年）、キエフ（同）、モギリヨフ（1863年）、ポロツク（1864年）、パリチ（同）、ウォルイニ（同）、ポドリスク（同）、ミンスク（同）の各女学校が設立される。これらは、後に皇后の庇護下におかれた宗教庁女学校と称されるものにあたるが、そのうち60年代に設立された各校はツァールスコエ・セローの学校とは異なり、中等教育機関である女子ギムナジアの教授プログラムに近接した、より拡大された教授プログラムを有していた。

他方、これらの学校の設立に並行して、各地の主教管区のイニシアティヴによる女学校の設立

もやはり緩慢ながら進行した。後に主教管区女学校と称せられるようになる女学校である。1847年のシンビルスクを皮切りに、スマーレンスク（1848年）、ハリコフ（1853年）と設立が相次ぐ。さらに、1855年までは修道院付属の孤児学校や女学校も存続しており、このうち管区女学校に改組・転換されていく。なおこの時点では、皇后庇護下の学校が4校、管区主教管下の学校が3校、修道院に附設された学校は12校であった<sup>4)</sup>。さらに50年代末のマリア皇后庁および国民教育省による女学校（女子ギムナジア）の設立とその後の女子教育の著しい発展のなか高位聖職者のあいだでは、一方で女子教育の必要に関心を向けながら、他方で女子ギムナジアなどの世俗女子教育機関が聖職者子女のための学校として不適格だと主張する意見が数多くみられるようになった。その論点の多くは40年代の匿名書簡やプロターソフの議論と重なるが、加えて司祭の助手として教区民への教育の仕事にあたるべき妻の役割を強調した議論（タムボフ管区主教やニージニ・ノヴゴロド管区主教、アルハンゲリスク管区主教の宗務院あて文書など）とともに、司祭とその妻が教区民から浴びせられている軽蔑、あるいはラスコーリニクへの傾斜の除去などと関連づけて聖職者子女のための独自の教育機関の必要を語る声が多く寄せられていたのである<sup>5)</sup>。そして各地の管区当局と管区主教たちは自前の財源で管区女学校を設立するが、これらの設立は1868年の宗務院による一般規程の制定以前は地方当局によって作成された規程に基づいて行われ、教育内容もそれぞれの管区が地域的特性に合致したものを独自に定めることができた。68年規程制定の直前には、皇后の庇護下の学校は11校、すでに主教管区女学校と呼ばれるようになっていた学校は28校まで増大している<sup>6)</sup>。

## 2. 西部地域における女子宗教学校

ところで、女子宗教学校の設立経緯を見ていく時に特徴的な点として、18世紀後半の三度に及ぶポーランド分割によってロシア領となった「西部地域」（現在のリトアニア共和国、ウクライナ共和国、ベロロシア共和国などにおおむね該当する）における宗教庁学校の設立が、60年代前半に集中している点がある。上で挙げた学校のうち、ヴィリノ、キエフ、モギリヨフ、ポロツク、パリチ、ヴォルイニ、ポドリスク、ミンスクの各校がそれである。

言うまでもなく、ロシア帝国西部地域（正確には、北西地域および南西地域の二つの部分からなる）は、18世紀末にいたるまで西方への領土拡張を続けたロシア帝国にとって、国家政策上も宗教政策上も重大な意味をもった地域であった。西部地域の特徴は、一般に、それ以前にポーランド領であったことに起因するカトリック系信者比率の高さと、身分構成上いわゆる「ポーランド貴族」と呼ばれるカトリック系地主貴族の多さにあるが、彼らの政治的・文化的・宗教的影響力にどう対応するかは帝国の西部支配と民族政策上、もっとも枢要な位置を占める点であったのである。

例えば、右岸ウクライナのロシア領化によって帝国内に居住するようになった多数のウクライナ人ユニエイト教会（1596年のウクライナ・ベロロシア教会のいわゆる「ブレストの合同」によって誕生したローマ・カトリックとの合同教会）信徒の正教への強制的改宗を進め、1839年

## 聖職者の娘の学校

にはブレストの教会合同に無効宣言が行われ、ユニエイトのロシア正教への完全編入が強制された<sup>7)</sup>。また、この地域で流布していたカトリック系教団への圧迫も強められた<sup>8)</sup>。教育面でも、ロシア領への編入後、貴族のためのポーランド系の学校は圧迫されて廃止に追い込まれ、代わってロシア系の中等教育機関の設立が推進された<sup>9)</sup>。ポーランド的影響の除去とロシア化・正教化を強要する一連の政策が取られたのである。

さらに、クリミア戦争後、軍事・警察支配体制の緩和をうけて高揚したポーランド独立運動と1863年の1月蜂起、さらにその影響も受けて同時期に南西地域で繰り広げられたウクライナ文化運動にたいして、ツァーリの政府は再び抑圧的なロシア化政策を展開して、ポーランド地域及びそれに隣接する西部地域における「ポーランド貴族」の影響力の低下をはかった。ウクライナ語訳聖書出版の不許可を契機にウクライナ語による著述活動を禁止し、あるいは「ポーランド貴族」による解放運動の高まりやカトリック系教徒による学校開設、さらにキエフ大学学生たちによる日曜学校運動などの動向に対抗して<sup>10)</sup>、西部諸県で民衆のための国民学校の設立を急ぐなど<sup>11)</sup>、ロシア化政策を強行するのである。そこでロシア的なるものの中核をなしたのは、言うまでもなくウバーロフ以来の官製国民性理念、すなわち専制・正教・国民性の理念であり、わけても正教信仰であった。これらの政策遂行にあたってロシア正教の教区司祭に期待された役割には多大なものがあった。この点はとりわけ初等教育政策において顕著であった。

ところが、実際にはそうした役割を期待されたロシア正教聖職者たち自身が、西部地域の地域的・文化的・宗教的環境のもとに暮らしており、その影響を免れることができないという事情があったのである。例えば、1859年の皇帝宛上奏文書の案文には、ユニエイト教会の影響が元ユニエイト系の聖職者の子女との結婚を介して若い司祭にもたらされることを危惧した一文がみられる。そこでは、聖職者家族からこうした影響を根絶する最良の手段として正教ならびにロシア国民性原理に立った聖職者子女教育の必要性が説かれていた<sup>12)</sup>。さらに1863年の西部地域聖職者子女学校設立委員会の上奏文では次のように語られる。ここには、この時期の西部地域での聖職者の役割と、そこから導き出される女子教育上の問題点がよく述べられているので、いささか長くなるが、引用しておくこととしよう。

西部地域の正教聖職者は、彼らに課せられている活動および、この地域の住民が宗教および国民性 *народность* の精神に関してロシアのその他の地域との一体性を強める事業において彼らが地域住民のあいだで及ぼさなければならない影響を勘案して、物質的保障のみならず、自身の陶冶に関する特別の配慮を求めておる。西部地域の聖職者身分の若い人々は自身の教育のために宗教教育機関を有しており、そこで彼らは必要に見合った陶冶を受け取り、同時に、ロシア的な習慣と確信を強めている。だが、司祭勤務者の娘たちのためにはこうした面での手段がかかる地には見あたらない。……専門的な教育機関が存在しないために、西部地域の正教聖職者身分の女性はよりいっそう乏しい家庭教育のみのままにとどまっているか、あるいは正教やロシア的国民性の精神とは一致しない陶冶を、ほとんどの場合正教の

信仰を持たない非ロシア人出身の人物によって経営されている地域の世俗的教育機関で受け取っているのである。こうした陶冶の影響は家庭生活のみならず、正教司祭の司祭としての活動そのものにもきわめて有害な帰結をもたらしている<sup>13)</sup>。

そして実際、セミヨーノフによれば、西部地域の司祭の娘たちは適切な教育機関がないなか、ポーランド地主貴族の影響を受けた世俗女学校で彼らの娘たちと席を並べて、あるいはポーランド人家庭教師の指導のもとに学んでおり、そのなかで「両親が生き、娘たち自身をも将来待ち受けている生活への蔑んだような態度」を身につけ、ひいては教区民に対する司祭の影響力を解体しかねないような事態になっていたと言うのである<sup>14)</sup>。

女子ギムナジアの場合も、ポーランド地域や西部地域では他地域と異なる別規程が適用され、地域社会の政治的・文化的影響力を排除する慎重な政策がとられていたが<sup>15)</sup>、民衆支配の上でそれ以上の意味を有した聖職者子女の教育についても、いち早く事態の深刻さが自覚されていたのである。そうであれば、60 年代前半にこれら西部地域で女子宗教学校の設立が急がれた理由は明らかであろう。63 年の 1 月蜂起で頂点に達する西部地域の民族運動との対抗を動機とした学校の設置だったのである。女子宗教学校の設立が単なる聖職者身分の子女のための教育機会の提供にとどまらず、教区民へのいっそうの宗教的支配、さらには帝国の国家的支配の強化と貫徹をめざした正教司祭家族政策の一環に位置づくものであったことが、こうした西部地域の動向からも、浮き彫りになってくるのである。

### 3. 1868 年の正教主教管区女学校規程

さて、先述のように 50 年代から 60 年代にかけて各地の主教管区当局のイニシアティヴで設立された管区女学校は単一の規程を持つこともなく、それぞれの地域的特性や要求に即して多様な教育課程を用意することが可能であった。これは、宗教庁女学校に分類される学校の場合も同様で、外国語教授の有無という近代的科目的必要性をめぐる論議のレベルから、民間医術や薬草に関する知識の伝達の可否といった農村聖職者が生きた地域社会のバナキュラーな知への関与のレベルにいたるまで、多様なレベルで問題化する。さらに、女学校の卒業生が農村学校教師の仕事に従事する場合も多く生じてきたことから、教育学教育が主題的に論じられ始めるのもこの時期の特徴である<sup>16)</sup>。

このように教育課程上の多様さが見られ、かつ一般的規程の欠如したもとで学校数だけが増加するなかで、各地の管区女学校に共通の規程の策定に着手することが求められてくる。後述する聖職者子女の社会的境遇の変化に対応した卒業生への権利資格付与もそうした一般規程策定の動機の一つであった。こうしたなかで策定されたのが、1868 年 9 月 20 日に勅裁を得た正教主教管区女学校規程である<sup>17)</sup>。

1868 年規程は、教育課程、学校管理機構、入学資格と生徒規則、卒業生の資格、学校行事などを定めたものであるが、以下、そのそれについて簡単に触れておく<sup>18)</sup>。

### 聖職者の娘の学校

規程によれば主教管区女学校は、おおむね9歳で入学する6年制（各級1年ずつ。ただし、予算不足の場合には暫定的に各2年の3級制を取ることが認められる）の学校で、ロシア正教の聖職者子女とならんで、授業料を支払った場合にはその他の身分の出身者も入学を認められた。ただし生徒は、入学に際してロシア語の読解能力と一般に普及した祈禱についての知識を必要とされた。また、この学校は半閉鎖型学校で、寄宿生と一部通学生とからなり、生徒の納める授業料は、聖職者子女か世俗身分出身か、あるいは寄宿生かそれとも通学生かといった条件の違いによって異なっていた。無償で教授を受けられる場合もあったが、いずれにせよ「すべての中等教育機関のなかでも、主教管区女学校はもっとも安価であった」<sup>19)</sup>。

学校の教授課程は、神の法（週当時数計21時間）、ロシア語・文学理論・ロシア文学史（21時間）、算術（20時間）、地理（10時間）、世界史・ロシア世俗史（5時間）、教会唱歌（10時間）、正書法（10時間）等の教授科目からなり、うち教会唱歌と正書法は課外の扱いであった。加えて、非必修科目として近代外国語・音楽・描画などがおかれて、これは別途授業料を支払うことで受講が認められた。さらに、必修科目として手芸も含まれていた。おおむね主教管区女学校の教育内容の水準は、初等レベルにあったツァールスコエ・セロー女学校等の当初の教育内容の水準よりは数段高く、郡学校と女子ギムナジアの中間程度であったと見られる。学校行事では、学校の性格からして当然のことながら、宗教的行事の位置づけが高かった。それゆえ。関係者からは、「このように厳格に宗教的・道徳的な精神のなかでロシアの聖職者たちはその子女を教育しているのである」<sup>20)</sup>と誇られることになる。

ところで、女子宗教学校の卒業生は1868年以前には卒業にともなう権利資格をいっさい与えられなかったが、学校の教育水準からみて他の女子教育機関と同様に教職資格を与えるのが相当とする請願が地方の管区主教から寄せられており、68年規程ではすべての主教管区女学校の卒業生について家庭教師資格が与えられることになった。その後、宗教府女学校でも同様の措置が踏襲されることになる。ただし、女子ギムナジアの教職クラス卒業生や女学院の優秀卒業生に与えられた上級家庭教師資格は付与されず、この点は以後も継続して課題とされた<sup>21)</sup>。さらに、90年代までにはわずか数校のことではあるが、第7学年として教職クラスをおく学校も登場し、より上位の教職資格の獲得へ向けてシフトした。この点については、次節でさらに詳しく触れられことになる。

次に、学校の管理機構についてみると、管区女学校は管区主教・地方聖職者団・学校協議会という三つの機関に服属し、主教の権限は女子ギムナジアに対して教育管区監督官が有していた権限に匹敵するものとされた。また聖職者団は大会で学校の運営や校長の選任に関与し、あるいは学校経営上の財政的支援を課されていた。そして学校毎に設けられる学校評議会は学校の直接の管理・運営にあたっていた。他方、学校には校長、教務主任、女性訓育者、教科の教師等々、女学院と似た構成の教職員が置かれていた。これらの教職員中でも、校長が聖職者から選任されたように、聖職者の占める比率が高いのは当然である。また、教科の教師については、俸給の安さ等の原因もあって自前の教員組織を確保することが困難であり、女学校所在地の他種の教育機関

の教師に時間外の教授を要請するのが通例となっていた。こうしたこともあって、管区女学校では、教学面がもっとも弱点になっていた。他の中等教育機関に匹敵する教育条件の整備は難問だったのである。

上記と関連して最後に学校財政について見ておくこととしよう。管区女学校の財政は、基本的には管区内の聖職者からの自発的寄付を基本に、教会・修道院への賦課金、あるいは授業料その他でまかなわれることになっており、国家からの財政的支援は得られなかった。したがって、主教管区女学校は「女子ギムナジアと同様に、わが国では私的イニシアティヴによって生まれてきたのであり、自前の資金で存続し発展し続けているのであって、決して国庫に負担をかけているわけではなく、政府の道徳的保護を受けているに過ぎない」<sup>22)</sup>ということになる。これに対して、西部地域におかれた宗務庁女学校等の女子宗教学校については、宗務院の予算から僅かながら補助金が与えられていた。女子教育の経費負担にかかる西部地域とその他の地域との差別化は、女子ギムナジアの場合も見られたものであり、そこにも西部地域における教育政策のもつ国家的意味が看取される。

こうして、主教管区女学校は財政的には各管区の教会・修道院や聖職者団によって担われながら、全国共通の規程の制定によって中等教育段階に位置づけることの可能な单一の学校類型として帝制期ロシアの女子教育システムの構成要素となり、引き続き緩慢ながら発展を続けていった。もちろん、この学校は教育内容的には近代外国語の扱いや古典語教授といった点で女子ギムナジアなどには数段劣るものであったが、聖職者子女を中心にその他の身分出身者にとっても、もっとも安価で入学可能な女子中等教育機関だったのである。

#### 4. 女子宗教学校の量的規模

さて、本節の最後に、女子宗教学校の量的規模について見ておくこととしよう。ただし、この点については、数量的動態を述べた史料が管見の限りでは見あたらず、かつ、かろうじて知ることのできる 1880 年代から 1890 年前後の状況についても、主教管区女学校と宗務庁女学校を必ずしも区別せずに一括して管区女学校として扱っているものがある一方で、両者を区別するものもあり、そもそも学校数自体を確定できないというのが実状である。その意味で、以下に示される数値は概数として理解されなければならない。

まず、1882 年の宗務院長報告書を典拠としたリハチョーヴァの『史料』によれば、同年に皇后庇護下の女子宗教学校（宗務庁女学校のこと）は 12 校で生徒数は 1,387 名であった。この学校の生徒については基本的に聖職者の子女であった。他方、主教管区女学校は 36 校あるとされ、生徒数は 7,600 名で、内 1,000 名程度は聖職者の子女以外からの入学者であった<sup>23)</sup>。

次に、1893 年時点の女子宗教学校の数量的状況についてセミヨーノフは、学校数を管区女学校 32 校、宗務庁女学校 12 校としており、計 44 校の女子宗教学校があるとしている。そしてそこに学んでいる生徒数は、聖職者子女を中心に 13,000 人を越えるとされている<sup>24)</sup>。このほかに、1891 年の数字として 47 校の女子宗教学校に 11,176 名が学び、うち 2,000 名以上が他身分出身

者としているものもある<sup>25)</sup>。

さらに、ソビエト期に刊行された『ソ連邦諸民族の学校と教育思想の歴史概説』では、1889年時点の数字として、管区女学校の校数は41校、生徒は聖職者子女が8,478名、その他の出身が1,387名であるとされており、さらに94年については51校に13,200人が学んでいたという数字が示されている。94年時点では女子中等教育センターにおいて女子宗教学校が占める比率は、生徒数でみると6分の1強であった<sup>26)</sup>。なお、1890年代後半に、国民教育省の女子ギムナジア・プロギムナジアで学んでいた聖職者子女は数千人と推定されるので、中等教育レベルの教育を受けていた聖職者子女は2万人前後であり、その過半数から3分の2程度は女子宗教学校生徒であったとみることができる。この概算は、例えば貴族・官吏の子女の場合、全身分的教育機関である女子ギムナジア生徒が貴族身分の特権的教育機関である女学院生徒を凌駕していたのにたいして、聖職者の場合には19世紀末になってもなお出身階層に対応した身分制的学校に通う者の比率が高かったことを示すものとして理解されよう。またその裏返しとして、世俗身分出身者のこの学校で占める比率の低さも上で見たとおり明らかである。聖職者身分の子女の教育機会における閉鎖性が、他の諸身分以上に顕著であったことがうかがわれる。

### 第三節 聖職者家族の改革と農村女性教員への道

1893年のシカゴ万国博覧会のロシア国民教育省代表であったヴォルコンスキイ公爵は、時を同じくして開かれた世界教員大会総会の席上、世界各地から参集した教員たちに向けて行った講演のなかで、ロシア全土の僻遠の地で教員として働く女性たちを称賛して次のように述べている。

多くの女性教師が、わが広大な祖国には点々と存在しています。彼女らの名は知られていませんし、万国博覧会に代表を送ることもありませんでした。いつになっても送ることはないでしょう。……この国（アメリカ）で私は、あなた方から遠く離れた土地にて、子どもたちの知性のなかに啓蒙の炎を灯すことを自らの使命とし、そのための火花を抱き続けることだけを喜びとして暮らしている姉妹たちへの尊敬と愛情をお願いしたいのです。<sup>1)</sup>

ここでヴォルコンスキイが語っている農村女性教師とは、正教主教管区女学校を卒業して、「鉄道から何ベルスタ（露里）も離れたどこか辺鄙な農村に送られ、家族と別れて暮らしている」女性教師たちのことであった。元来、聖職者の子女を教育して同じく聖職者の妻にふさわしく育成することを目的としたはずの女子宗教学校だが、その誕生から半世紀をへて世界に向けて広く語られたのは、当初の目的からは外れた教員養成機関としての機能であり成果だったのである。実はこの点にこそ、女子宗教学校が19世紀後半を通じて普及するなかで経験したことになった学校機能の変容が集約的に示されている。しかも、従来、「主教管区女学校は、その設立された当初は、司祭の妻にならなかった女生徒たちをどう扱うかという問題に直面していた。このことと関連して、すでに19世紀の後半には1868年の規程にしたがって、主教管区女学校を卒業した女生徒は家庭教師資格を得る権利を与えられることになっていた」<sup>2)</sup>と、いとも簡単に触れ

られただけのこの問題の背後には、一方で伝統的な聖職者家族の改革と、他方で農村における初等国民学校の普及とそのための教員の確保という、二つの大きな変化が控えていた。冒頭で述べたように、聖職者とその家族もまた、大きな社会変動の波のなかにあってそのあり方を変えていたのであり、女子宗教学校の性格と役割をはかるうえで、この二点は不可欠の検討課題なのである。

## 1. 聖職者家族改革と聖職者の娘

第一節でも見たとおり、女子宗教学校設立の目論見は、カースト的身分集団であった聖職者の妻となるべき娘たちの教育によって聖職者家族の紐帶を強め、その宗教的・道徳的感化力を増して、農村における宗教的統合と国家的支配を強めることにあった。こうした役割は、60 年代前半にいわゆる西部地域で女子宗教学校が相次いで設立された際にも想定されたものであった。ところが、こうした機能は期待どおりには果たされず、結婚相手の世話をしようとする学校当局者の努力や、女学校卒業者と結婚した司祭候補者に地位の優遇を配慮した皇后や宗務当局者の措置にもかかわらず、卒業生の結婚問題が当初から深刻な問題として存在したのである。1849 年にはツァールスコエ・セロー女学校の一期生が卒業を迎えるが、卒業と同時に結婚が決まっていたのは生徒定数 60 名（卒業まで達した生徒数は不明）中 10 名に過ぎなかった。同様の状況は以後も継続して卒業年次を迎えるたびに深刻化し、娘たちの結婚相手の確保がかなり困難なものであったことが指摘されている。

さらに、こうした状況に拍車をかけるかのように、60 年代には同一身分内の結婚を前提とした聖職者「身分」それ自体の見直しが進められ、聖職者は法制上、堅い「カースト」から解放されて、より開放的な階層への移行をはかられる。すなわち、教区司祭の身分的秩序のあり方をめぐる「聖職者問題」が浮上して、「この聖職者問題を解決し、その厳格な身分秩序から聖職者を解放するには、聖職者身分全体の要諦である聖職者家族を改変することが基本である」<sup>3)</sup>との認識に立って、聖職者家族改革が進められたのである。

この改革の要点は、第一に、他の社会集団に移動した場合の聖職者の子ども、特に息子の地位の再定義（=世襲制秩序の廃棄）、第二に、同族結婚の廃止、第三に、聖職者の妻の世俗上の地位の確認、特に寡婦になった場合に聖職者身分を離脱することを希望した場合のそれ、という三点に置かれていた。そして、特別委員会や国家評議会での審議をふまえて、1867 年以降、皇帝アレクサンドル二世の勅裁を得て、三点に関連する法制化や決定が相次いで行われた。そのうち、本稿との関連で重要なのは、聖職者位の世襲制を支える家族制度上の基盤であった同族結婚の廃止である。

この問題をめぐっては、60 年代を通じて聖職者たちのあいだにかなりの意見の相違があった。すなわち、同族結婚が司祭と信徒とのあいだに楔を打ち込んで、「聖職者とその他の身分の者とのあいだの亀裂」を深刻化させたとの意見が見られる一方で（リヤザン主教）、例えばトゥーラの司祭が、これまで聖職者の同族結婚によって支えられた聖職者家族の福祉機能を根拠にして、

## 聖職者の娘の学校

他身分との婚姻の困難を主張するといった状況だったのである<sup>4)</sup>。ただし、この時期、教会や国家の上層部では、聖職者家族の世襲制を温存しようとする主張に対する堅固な異論が大勢を占めていた。こうして、1867年には司祭位の世襲的譲渡を前提とした司祭叙任を主教が行うことを禁止し、さらに70年代になると聖職者とその他の身分の者との結婚を認める決定を下すのである。

これら一連の措置によって制度上は、司祭の息子は容易に他身分に移り、寡婦は世俗の身分を得、また聖職者は他身分出身者と自由に結婚できるようになったのだが、この改革は聖職者家族にとって新たな問題を投げかけるものであった。世襲制聖職者家族の存在を前提とした家族的福祉機能の解体が危惧されたのも、その一例である。そして、そのなかでもっとも被害を被ったのは聖職者の娘たちであった。例えば、シムビルスクの主教は、聖職者の他身分との結婚が進むなかで「聖職者の娘が無視されている。彼女たちがそれなりの持参金を持たない場合にはなおさらである」という状況に陥ったことを指摘し（1880年）、またある司祭は「司祭はいまでは、自分の娘を最悪の農民に与えざるをえなくなっている」<sup>5)</sup>と慨嘆するのである。意に沿おうと沿うまいと宿命的なものとして課せられてきた聖職者の妻としての座が突然、制度的な保障を失うことになったのである。

むろん、のことによって聖職者子女のすべてが、同族結婚から排除されたわけではない。実際のところ、フリーゼはこの改革は全体として、「伝統的身分を開かれた社会集団に転じることに失敗した」のであり、「ロシアの教区司祭は厳格な世襲的身分にとどまっていた」<sup>6)</sup>と断じている。そしてその例として、男子宗教学校である宗教セミナリア等の身分的学校の就学者の多くが依然として聖職者身分の出身であることをあげている。同様の閉鎖的傾向が女子宗教学校にも見られることは、前節でも指摘したとおりである。したがって、従来の慣行にしたがって司祭候補者に嫁いだ者の方が数的には圧倒的に多かったと見るのが妥当だろう。90年代になってセミヨーノフが、司祭の妻となった女子宗教学校卒業生たちが聖職者の暮らしにもたらした改善を誇るとともに、「西部地域の主教管区では、……聖職者の妻が自らロシアの言葉を知り、彼女たちがこれまで知らなかったロシア文学を知るようになると、ポーランド語とポーランド的な習俗がいまでは一切の命令がなくとも正教聖職者の家庭では消えていった」<sup>7)</sup>と語り、さらに宣教師の妻として未開地域の部族に布教活動を行う夫に協力する卒業生たちの姿を讃えるところからもそのことは理解されるのである。だが、問題はそうした趨勢のなかに生まれてきた新たな流れをどう読み解くかにあろう。こうした意味で、1868年の主教管区女学校規程の制定と聖職者家族改革との時期的な符合、あるいは同規程によって女生徒たちに正規の教育資格が授与されたことの意味が、一連の聖職者をめぐる政策的転換との関連で問い合わせなければならない。結婚して聖職者の妻として生きるよりはむしろ、農村教師として生きることを選ぶ聖職者子女が拡大し、こうした生き方の可能性を制度的に与えるものとして女子宗教学校が機能変容をはかった点をどう見るのかが問題の焦点になってくるのである<sup>8)</sup>。

こうした見方に対して、ここまで依拠してきたフリーゼは必ずしも肯定的ではなく、むしろ女

子宗教学校の拡大自体に消極的評価しか与えていない。さらに学校の性格についても「聖職者の子女のために特別の学校を設立する努力できえもが、よりよき妻と母親を作りだそうとする願望から生まれてきたものであって、女性を専門職としてのキャリアに向けて準備しようとするものではなかった」<sup>9)</sup>と述べて、教職に向けた養成機関としての女子宗教学校の役割にはまったく注目していない。だが、同時期の農村の初等国民学校等の普及や教員確保の状況からみると、フリーゼ的な捉え方が一面的であることは、たちに明らかになってくる。そこで以下では、その点について検討することとする。

## 2. 農村初等教員としての聖職者の娘

前述のように、主教管区女学校の卒業生には 1868 年規程によって家庭教師資格という正規の教育資格が授与されるようになった。また、それに対応して、教授課程上も教育学が教授科目に含められたのに加えて、先述の通りごく一部ではあるが教職クラスが第 7 学年として開設されている。さらに、女生徒たちの教育実習用に初等教育機関を附設した学校が 1889 年時点で半数近く存在した。このように、学校組織全体が教員養成機関としての性格を次第に強めているのである。特に、実習用学校の附設については、女子ギムナジアなど他の女子教育機関の場合には必ずしも言及されているわけではなく、女子宗教学校が当時急速に普及しつつあった初等学校の教員養成を想定していたことを示している。また、エクロフによれば、1900 年以降は主教管区女学校全般について、教職クラスである第 7 学年が導入されている<sup>10)</sup>。したがって、「女性を専門職のキャリアに向けて養成するものではなかった」という評価は、必ずしも的確なものとは言えない。むしろ、1870 年代以降 20 世紀に至るまで、教員養成機関としての性格と機能が次第に強化されたと見る方が妥当であり、帝制末期の初等教育史や教員養成史から見たときにこの学校の役割には注目すべきものがある。すなわち、女子宗教学校は、女子師範学校や女子ギムナジア、女学院、女子高等課程（しばしば女子大学と訳される場合がある）等とともに、「女性教員養成のための女子教育機関網」<sup>11)</sup>を形作っていたのである。その点について数量的に裏付けてみよう。

エクロフによれば、「1880 年から 1914 年までの農村ロシアの教職のもっとも顕著な変化は、この職業への女性の進出 feminization」<sup>12)</sup>であった。農村教員中の女性比率の高まりには目を見張るものがあったのである。具体的に見ると、1880 年にヨーロッパ・ロシア（ポーランド、西部地域、バルト海沿岸地域などを含む）全体で計 26,000 人いた農村教員中、女性比率はすでに 20.0 パーセントを数えたが、それが 1894 年では教員総数 69,098 人に対して 36.4 パーセントまで上昇し、さらに 1911 年になると 126,501 人中 53.8 パーセントにまで達して、過半数を突破する。また、1911 年時点の学校種別でみると、ゼムストヴォ学校では女性比率は全教員の 71 パーセントを数えて圧倒的多数を占め、教会教区学校でも過半数の 52.2 パーセントに及んでいた。こうした女性教員数の増大は、農奴解放期以降の都市と農村における初等国民学校の普及に対して教員数が圧倒的に不足したなかで、実態的に女性の初等国民学校の教職への進出が開始されたことによってはじまり、すでに 60 年代にいささか誇張された言い方だが「女性教師はロシア全

## 聖職者の娘の学校

土のいたるところ、ほとんどすべての農村教区で見られた<sup>13)</sup>とまで言われるような普及をみていた。さらに、1871年に「生来の教育者」としての女性の登用に注目した国民教育省が女性への教職門戸開放を決定したことによって、女性教師の地位は正当化される<sup>14)</sup>。とはいえ、教育省当局の女性教員への態度はその後も必ずしも好意的なものではなく、文相トルストイは70年代末になっても女性教師への不信を口にしていたのが、授業を参観してやっとその認識を変えたというような逸話が伝わっているほどである<sup>15)</sup>。だが、政策的な推移と実態上の変化を見るならば、特に80年代以降、エクロフの言う女性の進出が進んでいる。これは、女性の教育機会の拡大とともに就業要求の高まりのなかで教職が数少ない雇用機会であったこと、あるいは政府が男性教員の政治的態度への不信から、より従順で信頼に値すると思われた女性を積極的に登用するよう転じていったことなどを背景に生じたものであった<sup>16)</sup>。

こうして急速に拡張していく女性教員群のなかで女子宗教学校の卒業生は、女子ギムナジア・プロギムナジアの卒業生に次ぐ高い比率を占めていた。1880年の農村女性教員は総計4,878名であったが、そのうち3分の1強(1,689名)を女子ギムナジア・プロギムナジアの卒業生が占めたのに対して、28パーセント(1,370名)は主教管区女学校等の女子宗教学校の卒業生によって占められたのである。1883年に女子ギムナジア・プロギムナジアを合わせて5万人以上の生徒が在籍したのに対して<sup>17)</sup>、女子宗教学校の生徒数がほぼ同時期に1万人弱であったことを勘案すれば、農村女性教員中の女子宗教学校卒業生の占有率の高さはよりいっそう印象づけられよう。また、この学校の卒業生の比重の高さも手伝って、農村女性教員中の聖職者身分出身者の比率は同年で43.6パーセントに及んでいた。

他方、1911年になると、農村女性教員の総数は64,851名に達するが、女子宗教学校で教育を受けたものの比率は28.9パーセントであり、比率では変わらず、絶対数では15倍近い伸びを見せていた。ただし、同年の女性教員中の聖職者身分出身者の比率は32.6パーセントまで下降している<sup>18)</sup>。しかしそれにしても、対人口比で考えた場合、聖職者子女が農村教員の供給源として大きな比重を占めていることにはかわりはない。

さらに、初等教育機関の種別とそこで教えた教員の学んだ教育機関との関係を見ると、容易に予想されるように、ゼムストヴォ学校で教えた多くが世俗女子中等教育機関卒業者であったのにつれて、教会教区学校で教えたもの多くは女子宗教学校の出身であった。1911年の教会教区学校の教員総数の43.9パーセントまでが女子宗教学校の卒業生で占められているのである。これは、教会教区学校の女性教員の約8割に達する高率である。

ところで教会教区学校は、1880年代のアレクサンドル三世治世のいわゆる反動期に時の悪名高き宗務院長ポベドノスツェフのもとで、1884年の規程によって正規の初等教育機関として位置づけられた学校である。その設立の意図は、地域社会のイニシアティヴによる初等教育機関として急速に普及したゼムストヴォ学校に対抗して、正教的精神による国民教育の拡大を企図した国家的政策に則って設立されたものであり、他のどの初等教育機関よりも「真に国家的」<sup>19)</sup>なものと言われたものである。さらに、宗務院の強力な梃子入れによって設置が進められたことから、

1884年に5,517校であったのが1889年には17,715校まで達して急成長を遂げる。それに対応して教員確保が深刻化するなかで宗務当局は、俗人が教授に当たることを認め<sup>20)</sup>、あるいは宗教セミナリア生徒にたいして司祭・輔祭への叙任に先立って数年間教会教区学校教師としての勤務を義務づけるとともに、主教管区女学校出身の女性教師も採用することにしたのである<sup>21)</sup>。したがって、女性教員中の主教管区女学校出身者の比率の高さは、宗務院の初等教育政策やゼムストヴォ学校と教会教区学校との敵対的とさえ言われるような関係を背景に得られた面を有している。ただし、教会教区学校の急速な拡張も、1906年以降は衰退に転じており、しかも急増期も含めてこの学校の教育水準への社会からの風当たりには相当厳しいものがあった<sup>22)</sup>。こうした厳しい見方は当然、教師とその供給源への酷評につながるものであって、「半文盲の下級寺僧や管区女学校卒業者も、有能で権威ある教師とは言えなかった」<sup>23)</sup>というソビエト初期の歴史家の言も、こうしたところに由来するものであった。

なお、ゼムストヴォ学校でも女子宗教学校の卒業生が教員として採用されていた事例も少なくなかったことを付言しておく必要があろう。1871年のクールスク・ゼムストヴォのように、主教管区女学校に初等教員養成のための資金を提供して、教職課程を設立する事例さえ見られたのである<sup>24)</sup>。こうしたゼムストヴォ学校等の農村教員の養成機関として女子宗教学校が果たした役割について、1882年、ポベドノスツェフが、女子宗教学校の女生徒たちは「国民学校女性教員中のたいへん価値のある構成部分」であると述べ、この学校を「国家的意義を有したもの」<sup>25)</sup>と評したことが伝えられているのは、そうしたことの証左であろう。だが、ポベドノスツェフが称賛した役割はむしろその後、教会教区学校の制度化と拡大が進むなかでより彼の意にかなったものとなっていましたように思われる。

## おわりに

正教主教管区女学校と宗教庁女学校という二種類の女子宗教学校は、規模や教育機関としての内容や性格からくる地味な印象にもかかわらず、教会組織と正教イデオロギーを手段とした国家支配をめざした専制ロシアにおいて、正教自体に運命づけられた国家のための侍女としての性格に由来する政治的意味を常に保ち続けた学校であった。1843年のツァールスコエ・セローの学校の開設それ自体が国家による教区改革の文脈から発想されたものであったし、60年代前半に西部地域で相次いだ宗教庁女学校の設立や、80年代以降の教会教区学校のための教員養成機関としての機能の強まりは、いずれも女子宗教学校に強いられた性格を示唆したものと言えよう。

同時に、この学校が、19世紀後半以降に聖職者身分のみならずロシア社会全般が体験することになった変動に対応して、性格を微妙に変えていったのも事実である。19世紀前半以前から存在した他の教育機関の場合と同じく、聖職者身分のための身分的教育機関として発足したこの学校も、60年代後半の聖職者の法制上の「身分的解放」と学校それ自体の開放に対応して、一方で他身分出身者を部分的ながら受け入れ、他方で「聖職者のよき妻」の育成という良妻賢母的規範に立った目的から次第にずれて、農村女性教員養成機関へとシフトした。また、女子宗教

## 聖職者の娘の学校

学校の卒業者のなかから女子高等課程や医学関連課程等の高等教育段階の学校に進学した者も現れている<sup>1)</sup>。これらはとりあえずは、女子中等教育の発展とさらなる教育への要求、あるいはそれらを土台とした就業要求の高まりと教職を突破口とした女性の社会的進出といった同時代のトレンドの一翼に位置するものとして了解可能な変化である。また、農村女性教員としての卒業生の活躍は、初等国民教育の拡充にとって大いなる貢献であった。その意味で女子宗教学校もまた、ロシア社会の近代化過程に相即した変化を遂げていたと言えよう。だがそこには、上述の正教聖職者に固有の政治的連関にまわりつかったこの学校の性格に由来する問題性が付着していた。聖職者子女の農村教員としての社会的進出を助けた教会教区学校の普及の背後には、地域社会における自由主義的運動によって活性化させられたゼムストヴォ学校に対抗せんとする宗務院の初等教育政策が潜んでおり、農村女性教師養成機関としての女子宗教学校の役割は屈折したものであつたと言わざるを得ない。卒業生の多くが活躍することになったのが管区主教によって管轄される教会教区学校であったことは、結局は、社会移動を促進するよりも、むしろ従来からの「カースト」の圈内に形をかえて封じ込める可能性さえはらんでいたとも言えるかもしれない。さらに男子宗教学校と同様に、女子宗教学校でも生徒の出自の身分的閉鎖性は20世紀にいたっても解消しておらず、女性の教育機会の享受と社会的進出の進展という近代化的モメントと身分的性格の温存という二面を抱え込んで、両者の絡まり合いのなかにおかれていったというのが真相であろう。

帝制末期のロシアの教育システム、とりわけ中等教育段階のそれは、一方で国民教育省管下の男女のギムナジアや実科学校が急成長を遂げ、かつ生徒の出自においても身分的障壁を超える傾向を強めていた。この傾向が逆転のきかない趨勢であったことは否定しようがない事実である。しかし他方で、古くからの身分制原理を墨守した多様な学校がそれらの教育機関と併存して、教育システム全体に複雑な構成をもたらしたのもまた確かなことであった。教育機関を管轄する官庁の並立は、こうした複雑な構成を堅固なものとする官僚制上の基盤となっていた。しかもこうした二つのタイプの教育機関の併存するシステムは、そのそれぞれに近代化に向かう局面と伝統的体制を保持しようとする局面とをともに含み込ませて、矛盾に満ちた性格を刻印することになった。20世紀初頭にいたってなお、18世紀的な価値を守ることを誇りとした女学院が存在したことは、こうした一例であろう。そして、本稿を通じて論じてきたように、女子宗教学校もまた帝制末期のロシアの教育システムのかかる矛盾を典型的に表現した学校として存在していたのである。

## 注

### はじめに

1) См. Брокгауз и Ефрон, Энциклопедический Словарь т. 22(XI<sup>A</sup>), СПб., 1894 (Reprint 1991), с. 868.

Устав, расписание учебных предметов и штат женских училищ духовного ведомства состоящих под Августейшим покровительством Госдарьны Императрицы Марии Федоровны,

СПб, 1903.

ロシア正教会による女学校の設立が見られるのはロシア本国ばかりではなく、宣教師らが布教した国外の諸地域でも管区女学校を模して聖職者や信徒の子女のための女学校の設立が行われた。ニコライ主教の布教した日本では、明治期に東京と京都に女子神学校が設立されたことが知られている。このうち 1882 年（明治 15 年）に設立された東京駿河台の女子神学校については長縄光男『ニコライ堂の人びと——日本近代史のなかのロシア正教会』現代企画室、1988 年、に若干の言及がある。また、京都の正教女学校は現在の京都ハリストス正教会（京都市中京区柳馬場二条上ル）の北側敷地に 1902 年（明治 35 年）に設立されたが、その組織や教育内容は、一方で管区女学校に倣いながら他方で教授年限や教授内容では高等女学校を模して、当時の日本の教育システムへの適応を図っていた。京都正教女学校については、京都ハリストス正教会『開教 100 周年記念誌』1978 年、所収の沢辺つたの回想等によってその生活の一部をかいまみることができる。

- 2) 梅根悟監修、世界教育史研究会編『世界教育史大系 15 ロシア・ソビエト教育史 I』講談社、昭和 51 年、及び同『世界教育史大系 34 女子教育史』昭和 52 年、所収の佐々木弘明「帝政時代ロシアにおける女子教育」を参照。筆者もまた、「帝政期ロシアにおける女子教育の成立と展開（1764-1914）」、『京都府立大学学術報告・人文』第 46 号、平成 6 年 11 月、の中でこれらの学校の存在について触れたものの、内容には立ち入らずにいた。したがって本稿は上記拙稿の続編として位置づくものである。
- 3) В. Овцын, Развитие женского образования, СПб., 1887.
- 4) Николай Зинченко, Женское образование в России : Исторический очерк, СПб, 1901.
- 5) В.В. Григорьев, Исторический очерк русской школы, М., 1900. с. 363-364.
- 6) Очерки истории школы и педагогической мысли народов СССР XVIII в.-первая половина XIX в. М., 1973. с. 268-269. Очерки истории школы и педагогической мысли народов СССР вторая половина XIX в., М., 1976. с. 137.
- 7) Д.Д.Семенов, Епархиальные женские училища за 50-летие их существовании, «Русская Школа», 1893, №. 9-10, с.26.
- 8) Ben Eklof, *Russian Peasant Schools: Officialdom, Village Culture and Popular Pedagogy, 1861-1914*, Univ. of California Press, 1986, p. 199.
- 9) Е.Лихачева, Материалы для истории женского образования в России (1828-1856), СПб, 1895. с. 147.
- 10) 帝制末期の教育学者カープテレフは、身分に対応した学校システムを構想したピョートル以来の教育政策、とりわけアレクサンドル一世の治世の後半及びニコライ一世治世のそれを「身分制的学校政策」と称して特徴づけている。П.Ф. Каптерев, История русской педагогии, СПб., 1910, с. 144-148. 男子中等教育機関であるギムナジアにおける身分制原理とその変容過程については拙稿「ロシア近代中等教育の形成と展開」、望田幸男編『国際比較・近代中等教育の構造と機能』名古屋大学出版会、1990 年所収を、また世俗女子教育機関については前掲拙稿を参照のこと。なお、18 世紀から 19 世紀中ごろまでの貴族官僚と教育資格との関連について、鳥山成人「十八世紀ロシアの貴族と官僚」、吉岡・成瀬編『近代国家形成の諸問題』木鐸社、1979 年所収、が示唆に富む。
- 11) cf. Gregory L. Freeze, Caste and Emancipation: The Changing Status of Clerical Families in the Great Reforms, David L. Ransel (ed.), *The Family in Imperial Russia*, Univ. of Illinois Press, 1978, pp. 124-150.

## 第一節

- 1) ピョートル改革以降の教区司祭の役割と生活については、土肥恒之『ロシア近世農村社会史』創文社、昭

## 聖職者の娘の学校

和62年、同『「死せる魂」の社会史』日本エディタースクール出版部、1989年、同『ロシア皇帝の虚像と実像——ツアーリ幻想と民衆』福武書店、1992年に所収の関連論文を参照。また英語文献では、フリーゼの以下の著書を参照。Gregory L. Freeze, *The Russian Levites: Parish Clergy in the Eighteenth Century*, Harvard University Press, 1977. —, *The Parish Clergy in Nineteenth-Century Russia: Crisis, Reform, Counter Reform*, Princeton University Press, 1983.

- 2) Брокгауз и Ефрон, Энциклопедический Словарь т. 21(XI) СПб., 1893 (Reprint 1991), с.255-256.
- 3) 土肥『ロシア近世農村社会史』、220頁。
- 4) N. M. ニコルスキイ、宮本延治訳『ロシア教会史』恒文社、1990年、233頁参照。
- 5) Брокгауз и Ефрон, Энциклопедический Словарь т. 21(XI), с. 260.
- 6) Freeze, Caste and Emancipation, p. 125.
- 7) ibid.
- 8) ピョートル改革期の「立案者たち」のひとり、ポソシコフの言。土肥前掲書、214頁。
- 9) «Русская Школа», 1893, No. 9-10, с. 28-29.
- 10) Там же, с.29.
- 11) Лихачева, указ. соч. (1828-1856), с. 148.
- 12) ニコルスキイ前掲書、229頁。
- 13) 塚本智宏「ロシア農奴解放期における教会付属学校と西部諸県の『国民学校』」、『北海道大学教育学部紀要』第47号、1986年、83頁参照。Freeze, *The Parish Clergy in Nineteenth-Century Russia*, pp. 81-87.
- 14) «Русская Школа», 1893. No. 9-10, с. 28.
- 15) ロシアにおける分離派教徒の動向については、ニコルスキイ前掲書に詳しいが、特に農村での分派については同書中の「農奴制時代の諸分派の活動」を参照。
- 16) 塚本前掲論文、82-86頁、及び同「ロシア農奴解放期『国民学校』制度改革と教会附属学校」、『日本の教育史学』第29集、1986年所収、171-172頁参照。
- 17) Freeze, op. cit., p. 81.
- 18) «Русская Школа», 1893, No. 9-10, с. 30. Лихачева, указ. соч. (1828-1856), с.151.
- 19) «Русская Школа», 1893, No. 9-10, с. 29-30.
- 20) Лихачева, указ. соч. (1828-1856), с. 151.
- 21) «Русская Школа», 1893, No. 9-10, с. 30.

## 第二節

- 1) たとえば、有名なモスクワ府主教フィラレートにちなんで命名されたモスクワ・フィラレート主教管区女学校は、1832年に聖職者身分のための扶助施設に付設された教育部門として設立され、聖職者の孤児を多く収容した孤児院的性格を持つものであった。そして、68年規程の制定後も当初からの孤児院としての性格と機能の保持を重視しており、この学校が規程に基づく主教管区女学校に改組されるのは他の場合より遅く1875年のことであった。 см. Московское Филаратовское Епархиальное Женское Училище: Историческое Изложение его Судьбы в Пятидесятилетний Период 1832-1882гг, М., 1883.
- 2) Лихачева, указ. соч. (1828-1856), с. 152.
- 3) «Русская Школа», 1893, No. 9-10, с. 31.
- 4) Freeze, op. cit., pp. 178-179.
- 5) Е. Лихачева, Материалы для истории женского образования в России (1856-1880), СПб, 1901, с. 355-356.
- 6) Freeze, op. cit., pp. 314-315n.

- 7) 中井和夫『ソヴェト民族政策史——ウクライナ 1917-1945——』御茶の水書房, 1988年, 383-387頁参照。
- 8) Daniel Beauvois, *The Noble, the Serf and the Revizor: The Polish Nobility between Tsarist Imperialism and the Ukrainian Masses (1831-1863)*, Harwood Academic Publishers, 1991. pp. 190-206.
- 9) ibid, pp. 172-186.
- 10) キエフ大学生による日曜学校運動については塙本智宏「ロシア農奴解放期における日曜学校運動と初等教育政策（1859～1962年）」,『北海道大学教育学部紀要』第39号, 1981年所収, 及び同「農奴解放期の教育改革—日曜学校をめぐる専制と民衆・インチリゲンツィアの対立—」, 竹田正直編『教育改革と子どもの全面発達』ナウカ, 1987年所収, を参照。ただし, 塙本は他地域とも共通する日曜学校運動の全般的特質の解明に主眼をおいており, ウクライナ語による教授など民族運動的側面には触れていない。
- 11) 前掲の塙本「ロシア農奴解放期における教会付属学校と西部諸県の『国民学校』」, 及び同「ロシア農奴解放期『国民学校』制度改革と教会附属学校」参照。
- 12) Лихачева, указ. соч. (1856-1880), с. 356-367.
- 13) «Русская Школа», 1893, No. 9-10, с. 35.
- 14) Там же, с. 35-36.
- 15) 拙稿「帝政期ロシアにおける女子教育の成立と展開」, 93-94頁参照。
- 16) Лихачева, указ. соч. (1856-1880), с. 365-373.
- 17) Полное собрание законов Российской империи, собрание второе, Том XLIII, отделение второе 1868, СПб, 1873, с. 254-261. この規程の適用を受けたのはいわゆる主教管区女学校であり, 先述のツァールスコエ・セロー, ヤロスラブリ, カザン, イルクーツク, 及び西部地域の各学校などのいわゆる宗教女学校は適用除外された。宗教女学校の一般規程および定員規程が整備されるのは1902年である。  
См., Устав, расписание учебных предметов и штат женских училищ духовного ведомства, состоящих под Августейшим покровительством Государыни Императрицы Марии Федоровны, СПб., 1903.
- 18) Лихачева, указ. соч. (1856-1880), с. 373-379. なお, 管区女学校の教科内容の詳細についてはセミヨーノフ論文が詳しい。См., «Русская Школа», 1893, No. 11, с. 35-44.
- 19) Брокгауз и Ефрон, Энциклопедический Словарь т. 22(XI<sup>A</sup>), с. 868.
- 20) «Русская Школа», 1893, No. 11, с. 46.
- 21) «Русская Школа», 1893, No. 12, с. 17.
- 22) «Русская Школа», 1893, No. 11, с. 48.
- 23) Лихачева, указ. соч. (1856-1880), с. 387.
- 24) «Русская Школа», 1893, No. 9-10, с. 37.
- 25) Брокгауз и Ефрон, Энциклопедический Словарь т. 21(XI), с. 264.
- 26) Очерки истории школы и педагогической мысли народов СССР вторая половина XIX в., с.137, с. 529.

### 第三節

- 1) «Русская Школа», 1893, No. 12, с. 14-15.
- 2) Очерки истории школы и педагогической мысли народов СССР XVIII в.-первая половина XIX в., с. 269.
- 3) Freeze, Caste and Emancipation, p. 125.
- 4) ibid, p. 139-140.
- 5) ibid, p. 148.

## 聖職者の娘の学校

- 6) Freeze, *The Parish Clergy in Nineteenth-Century Russia*, p. 388.
- 7) «Русская Школа», 1893, No. 12, c. 13.
- 8) 卒業後、農村学校の教員として勤務した聖職者子女が、その後退職して聖職者と結婚し家庭を設けた事例もかなりあったと思われる。女性教員の勤続年数はほぼ10年未満であり、結婚によって自主的に退職しあるいは解雇された例が多くあったことが知られているからである。cf. Christine Ruane, *Gender, Class, and the Professionalization of Russian City Teachers 1860-1914*, Univ. of Pittsburg Press, 1994, p. 66.
- 9) Freeze, *Caste and Emancipation.*, p. 149.
- 10) Eklof, op. cit., p. 199.
- 11) Ф.Г.Паначин, *Педагогическое образование в России*, М., 1979, с. 97.
- 12) Eklof, op. cit., p. 186. 以下の数値はエクロフの著書に拠るものである。ibid., pp. 186-195. なお、農村教師中の女性比率の高さについては、高田和夫の最近の研究「ロシア農民とリテラシィ」(『法政研究』第62巻第1号、平成7年8月、所収)でも指摘されている。
- 13) Лихачева, указ. соч. (1856-1880), с. 406.
- 14) Ruane, op. cit., p. 67.
- 15) Лихачева, указ. соч. (1856-1880), с. 237.
- 16) Eklof, op. cit., p. 187. Ruane, op. cit., p. 68.
- 17) 拙稿「帝政期ロシアにおける女子教育の成立と展開」、100頁。
- 18) Eklof, op. cit., p. 195.
- 19) Н.В.Чехов, *Народное образование в России с 60-х годов XIX века*, М., 1912, с. 92.
- 20) Eklof, op. cit., p. 162.
- 21) Чехов, указ. соч., с. 101.
- 22) Eklof, op. cit., p. 169.
- 23) ニコルスキイ前掲書、476-477頁。なお、同書の原著初版刊行は1930年のことである。
- 24) Лихачева, указ. соч. (1856-1880), с. 389.
- 25) Там же.

## おわりに

- 1) «Русская Школа», No. 12, 1893, с. 15.

## 付 記

本稿は、平成7年度文部省科学研究費助成金一般研究（B）「帝国システムの比較史的研究」（研究代表者・若松寛京都府立大学文学部教授）による研究成果の一部である。また、京都正教女学校については京都ハリストス正教会の小野貞治神父から教示を得た。記して謝意に代えたい。

(1995年8月1日受理)  
(はしもと のぶや 女子短期大学部助教授)